

インド商標審査基準案に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会

日本知的財産協会では、2015年3月10日付けでインド政府から発行された商標審査基準案について精査し、コメントを取り纏めましたのでここに提出いたします。

Chapter II

Examination of Applications filed for Registration of Trademarks

➤ **Serial No. 10.5 (p.42)**

<コメント1>

指定商品／役務表示の Class headings は、42～44 類のみならず全ての分類において認められるよう希望します。

したがって、広範囲であり漠然としている表示として挙げられている例(42 ページ "Some examples" から 43 ページ "TM-16."までの削除をお願いします。

<コメント2>

指定商品表示に、「付属品」を意味する"parts and fittings"や"parts and accessories"表示は運用通り認められる旨を、審査基準にも明記していただきたい。

<理由1 & 2>

"All goods"や"All services"はあいまいであり、一分類で多大な指定商品／役務を表示することは非現実的であることについては理解できます。

しかしながら、使用する意図のある商品／役務表示に限定しなければならない場合、表示から漏れた商品／役務の隙間をついた悪意の冒認出願によって、商標権の侵害行為に及ぶ蓋然性があります。

Class Headings が認められることによって、上記の問題はほぼ解消出来るものと考えます。指定商品／役務表示で適切に禁止権がおよび、悪意の権利行使が未然に排除できるような指定商品／役務表示を希望します。

<コメント3>

使用証明を求められる基準は何か、指定商品の個数のような基準があるのか、どの程度の使用証明が必要なのか、未使用でも事業計画があればよしとするのか、等、明確化を図って頂きたい。

<理由3>

審査統一・明確化

➤ **Serial No. 11.1 (p.43)**

<コメント>

称呼特定の基準を明確にして頂きたい。

<理由>

本文のみ仮訳

審査統一・明確化

➤ Serial No. 11.2 (p.45)

<コメント>

ここでいう「通常の知識を有するもの」とは何か。業界は関係ないのか。業界の需要者・取引者が有する注意力が考慮されるべき場合はないのか。明確化をお願いします。

<理由>

審査統一・明確化

Chapter III

Post Examination Disposal of Applications Filed For Registration of Trademarks

➤ Serial No. 3.2.3 (p.81)

<コメント>

宣誓書とあわせ、審査官が認めれば口頭証言も認められます。第三者からみて口頭証言の様子が分かるよう、やりとりを書面で残して頂きたい。そうすれば、その口頭証言が審査において重要な判断根拠となった場合に有用と思われれます。

<理由>

審査の明確化

➤ Serial No. 3.2.4 (p.82)

<コメント>

非伝統的な商標について、類否の詳細が記載できないことは理解していますが、将来的には類否判断をどのように行っていくのか、判断基準を公表頂きたい（日本は公表している）。

<理由>

審査統一・明確化

➤ Serial No. 3.10.3 (p.94)

<コメント>

代理人の変更を一括でできるようにして頂きたい。

<理由>

手続の簡素化

Chapter IV

Chapter IV Tribunal Section (Opposition & Rectification Proceedings)

➤ Serial No. 1.1 (p.103)

<コメント>

このままでお願いします。

本文のみ仮訳

<理由>

異議申立は審査の正確さを期するのが目的であり、利害関係人である必要はないと考えます。

➤ Serial No. 1.6 (p.104)

<コメント>

異議申立を行う序を統一して頂きたい。

<理由>

異議申立における判断の統一化。

➤ Serial No. 4.2 (p.111)

<コメント>

この制度を維持して頂きたい。

<理由>

手続の簡素化。

Chapter V

Pre-Registration Amendment

➤ Serial No. 1.9 (p.126)

<コメント>

原本の返却を必須とする必要はないのではないと考えます。

<理由>

訂正に要する期間の短縮化・手続の簡略化。

Chapter VI

Renewal, Assignment/Transmission, Registered User and Post Registration

Changes of Registered User

➤ Serial No. 1.7 (p.129)

<コメント>

更新期限から6か月を過ぎたものについては、正当な理由がある場合に限り、認めることとして頂きたい。

<理由>

第三者利益との比較衡量

以上